

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける 中小企業者への支援施策を実施します

新型コロナウイルス感染症の影響による市独自の支援策として、市の休業要請にご協力いただいた店舗に対して協力金、売上が大幅に減少している事業者に対して給付金を支給します。

また、中小企業者に対する相談体制を強化するため、相談窓口を拡充します。

1 新型コロナウイルス対策中小企業者応援事業

補正予算額 3億2千万円

(1) 協力金事業の概要

新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言の対象地域拡大を受けて、沼津市が行う休業要請に応じた店舗を経営する中小企業者に協力金を支給します。

① 支給額 1店舗あたり 20万円

ホテル・旅館(民宿等除く)については1店舗あたり50万円

複数店舗を経営する事業者については1事業者100万円を上限とする。

② 対象 以下のすべての要件に該当する店舗

- ・ 市内全域の宿泊業、飲食店、沼津港エリアの小売業(観光客を対象としたみやげもの販売など)、水族館、遊戯場、遊覧船業に該当する店舗であること
- ・ 市の休業要請に応じて休業する店舗であること
- ・ 緊急事態宣言の発出日(4月16日)以前から開業しており、営業の実態があること

③ 申請受付期間 令和2年5月7日(木)～令和2年5月31日(日)

④ 申請受付方法

原則として郵送による申請(申請書式は沼津市 HP に掲載、5月31日消印有効)

窓口による申請受付 沼津市民文化センター 第2練習室

※ 申請の際には、休業の状況が確認できる書類をご提出いただきます。

(例:休業期間を告知するウェブページ・店頭ポスターの写し等)

(2) 給付金事業の概要

新型コロナウイルスの感染拡大により、売上げが大幅に減少している宿泊業・飲食サービス業を営む中小企業者に対して、給付金を支給します。

① 支給額 1事業者あたり 30万円

② 対象 以下のすべての要件に該当する事業者

- ・ 市内全域において宿泊業、飲食サービス業を営む者であること
- ・ 法人にあっては法人市民税が、個人にあっては個人市民税が沼津市で課税されていること
- ・ 市税の滞納がないこと
- ・ 平成31年3月1日以前から、継続して営んでおり、今後も事業を継続すること
- ・ 令和2年3月の売上高が前年同月比で50%以上減少していること
- ・ 休業要請に伴う協力金の支給を受けていないこと

③ 申請受付期間 令和2年5月7日(木)～令和2年5月31日(日)

④ 申請受付方法

原則として郵送による申請(申請書式は沼津市 HP に掲載、5月31日消印有効)
窓口による申請受付 沼津市民文化センター 第2練習室

2 相談窓口の拡充について

補正予算額 100万円

沼津商工会議所1階に、中小企業の相談窓口として「沼津地域中小企業支援センター」が設置されており、本市は運営費補助金を交付しています。

現在、同センターは、週3日(月・水・金)運営しておりますが、新型コロナウイルスの影響を受けている事業者への対応を強化するため、5月から10月末まで相談日を週5日(月～金曜日)に拡充します。

相談日	月・水・金曜日	⇒	<u>月～金曜日(祝日を除く5月から10月末まで)</u>
時間	午前9時～午後5時		(要事前予約)
場所	沼津商工会議所1階		
費用	無料		

3 お問い合わせ

沼津市役所 商工振興課 055-934-4748